

利益相反（COI）

（指針）

本学会の事業運営に関わる会員等に、利益相反状態にあるスポンサーとの経済的な関係を一定要件のもとに開示させることにより、会員等の利益相反状態を適正に管理し、社会に対する説明責任を果たすために「利益相反（COI）に関する指針」をここに策定する。

（目的）

第1条 この指針は、本学会が会員等の利益相反状態を適切に管理することにより、本学会の事業活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、社会的責務を果たすことを目的とする。

（対象者）

第2条 本学会の事業運営に関わり、利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、この指針が適用される。

- （1）会員
- （2）学術集会参加者（非会員も含む）
- （3）役員（理事、監事）
- （4）学術集会会長
- （5）各委員会の委員長
- （6）事務局職員
- （7）（1）～（6）の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

（申告すべき事項）

第3条 対象者は、「医療に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」（以下、企業・組織や団体という）に関して、以下の各号の事項で、細則の基準を超える場合には、その正確な状況を理事長に申告するものとする。なお、申告された内容の具体的な開示、公開の方法については別に細則で定める。

- （1）企業・組織や団体の役員、顧問職、社員等への就任
- （2）企業の株の保有
- （3）企業・組織や団体からの特許権等の使用料
- （4）企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）
- （5）企業・組織や団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料
- （6）企業・組織や団体が提供する医学研究費（治験、臨床試験費、受託研究費、共同研究費、寄付金等）
- （7）企業・組織や団体がスポンサーとなる寄付講座への所属
- （8）企業・組織や団体が提供する、旅費やその他贈答品等の受領

（申告すべき事項）

（利益相反委員会）

第4条 本学会に利益相反委員会を設置する。

1 委員会の委員構成は、次の通りとする。

- （1）本学会会員若干名
- （2）外部委員1名以上

2 委員は理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 委員長は委員の互選により選出する。

- 4 利益相反委員会は、本学会が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が会員等が生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の利益相反状態を管理するためにヒアリング等の調査を行い、その結果を理事長に答申する。
- 5 委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その委員を退いた後も同様する。

（理事会の役割）

第5条 理事会は、役員等が本学会の事業を遂行するうえで、重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置等を指示することができる。

（役員などの責務）

第6条 役員、学術集会会長、各委員会委員長は、本協会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っている。

- 1 当該事業に関わる利益相反状況については、就任した時点で所定の書式にしたがい自己申告を行なうものとする。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には規定にしたがい、修正申告を行うものとする。
- 2 学術集会会長は、学術集会での筆頭発表者に対し、第3条に定める事項の有無について公表することを求めることとする。

（回避すべき事項）

第7条 公益活動は、公共の利益、あるいは純粋に科学的な根拠と判断に基づいて行われるべきである。本学会の会員等は、本学会の事業運営について、その資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者等と締結してはならない。

（指針違反者に対する措置）

第8条 理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、利益相反委員会からの報告に基づいて理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、必要な措置を講ずることができる。

（不服の申立）

第9条 被措置者は、本学会に対し不服申立をすることができる。理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立て審査委員会（暫定諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

（説明責任）

第10条 本学会は、事業活動について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

（附則）

- 1 本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。
- 2 本指針は、社会的要因や法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるため、定期的に見直しを行い、改正することができる。